

大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村 意見の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、同条第 3 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

公告日：令和 8 年 7 月 24 日

届出年月日：令和 8 年 6 月 3 日

店舗名：ドラッグコスモス佐土原宮本店

縦覧場所：宮崎県商工観光労働部商工政策課

縦覧期間：令和 8 年 7 月 24 日から令和 8 年 8 月 24 日 まで

意見の概要：別紙のとおり



受理年月日	年 月 日
受理番号	
備考	

意見書

宮産第152号
令和8年7月7日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

宮崎市長 清山 知憲



令和8年6月8日付け25010-1100-2で照会のあった大規模小売店舗の届出について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称：ドラッグコスモス佐土原宮本店

所在地：宮崎市佐土原町下田島上ノ菌7826-164

2 意見

なし

3 留意事項

【地域安全課】

- マウンドアップ歩道の設けられた県道沿いに建設予定であり、同歩道には、自転車歩道通行可の規制がかけられている。
また、付近には、信号機のない横断歩道もあることから、工事車両の出入りに際しては、歩行者、自転車の動静に注意し、歩道手前での一時停止の遵守を徹底し、状況に応じて誘導員を配置するなど交通事故防止に留意すること。
- 路上に資材等を放置しないこと。やむを得ず路上に資材等を置く必要がある場合は、管轄警察署長の道路使用許可を受け適正に実施すること。
- 工事の土砂等の積載は最大積載量を遵守することは当然のこと、飛散防止、道路汚染防止対策も講じること。万が一落下した際は適切な処置をとること。

【循環社会推進課】

- 「宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例」及び「宮崎市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する規則」の規定により、事業用大規模建築物に該当するため、次の二つが義務づけられることに留意してください。
①事業系一般廃棄物減量計画書の提出（毎年1回、5月31日まで）
②廃棄物管理責任者の選任届の提出
- 「廃棄物に係る事項等」の「保管場所の位置・構造等」で記載されている保管施設の容量について、1日ごとの排出予測量を超える容量を有していますが、廃棄物収集者や廃棄物処理業者の休業日等により2日以上廃棄物を保管すること考えられますので、保管施設以外の場所に廃棄物を保管することが無いようご注意ください。なお、廃棄物保管室においては、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分を明確にし、それぞれが混入しないように適正に保管してください。また、「廃棄物の運搬・処理計画」において生ごみ等の運搬は週7回で計画されていますが、これを市の一般廃棄物処理施設で焼却処理する場合、基本的に日曜日、祝休日は受入できませんので、その点もご注意ください。

【環境保全課】

- ①設置する空調・冷凍冷蔵用屋外機等の送風機が騒音規制法第6条または宮崎市公害防止条例第18条に定める規定に該当する場合、必要な事項を届け出ること。
- ②事業場の所在地は工業区域となっており、特定施設（騒音発生施設）を設置する場合は事業場から発生する音が騒音規制の対象となることから、搬入搬出や廃棄物収集に伴う作業音の低減を定期的に指導し、近隣住民の生活環境の保持に努めること。

【道路維持課】

道路構造物を変更する場合には、道路法24条の規定による道路工事承認申請書を提出すること。

【都市計画課】

(計画係)

宮崎市立地適正化計画の都市機能誘導区域外における誘導施設の整備に該当するため、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度の届出が必要です。

(都市企画係・景観保全係)

・屋外広告物に関すること

屋外広告物を設置する場合、「宮崎市屋外広告物条例」に基づく許可及び「宮崎市景観条例」に基づく届出が必要となる場合があります。

【建築行政課】

- ・予定建築物の場合、建築確認申請のほか下記が必要になる場合があります。
- ・「建設リサイクル法」に基づく届出（工事着手7日前まで）。

【公園緑地課】

工事完了後、「宮崎市緑のまちづくり条例」に基づき緑化完了報告書の届出を行うこと。

文書取扱：経済部産業政策課
電話：21-1792